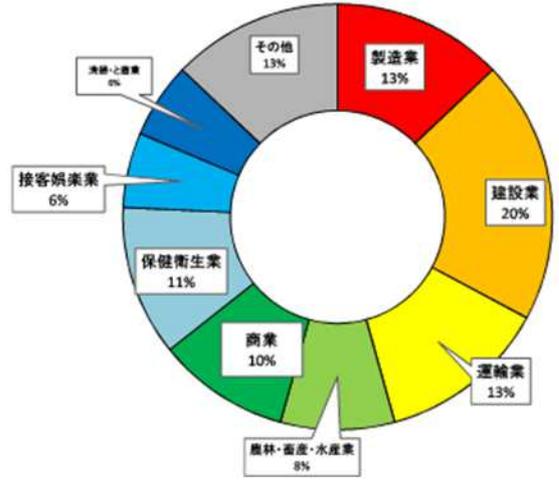


敦賀署通信（令和7年8月号）

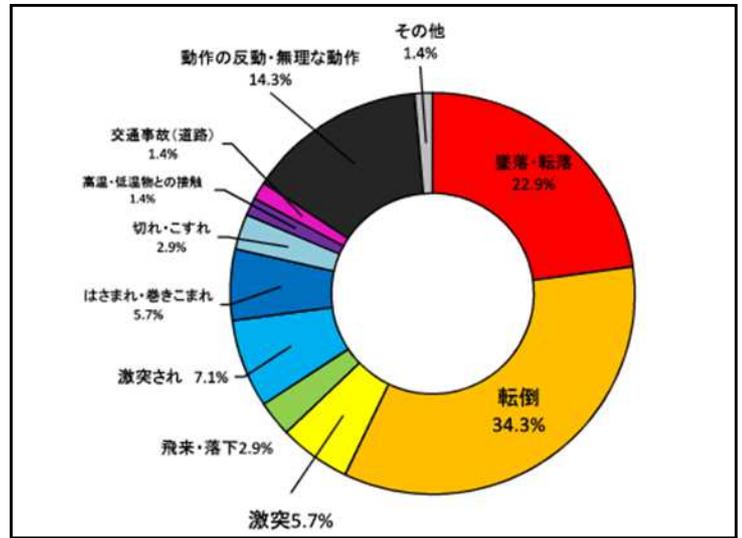
敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況 令和7年速報（対前年同期比較） 令和7年7月末速報

業種	休業4日以上の死傷災害				死亡災害		
	7年	6年	対前年増減	増減率(%)	7年	6年	対前年増減
全産業	70	77	-7	-9.1			
製造業	9	9	±0	—			
食品製造業	4	2	2	100.0			
繊維工業・繊維製品製造業	1	1	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	0	1	-1	-100.0			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	0	1	—			
化学工業	1	1	±0	—			
窯業土石製品製造業	0	0	±0	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	0	2	-2	-100.0			
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業	1	0	1	—			
その他の製造業	1	2	-1	-50.0			
鉱業	0	1	-1	-100.0			
建設業	14	15	-1	-6.7			
土木工事業	5	6	-1	-16.7			
建築工事業	3	4	-1	-25.0			
木造家屋等建築工事業	0	3	-3	-100.0			
その他の建設業	6	5	1	20.0			
運輸業	9	12	-3	-25.0			
鉄道等・道路旅客運送業	0	0	±0	—			
運送貨物運送・陸上貨物取扱業	9	12	-3	-25.0			
その他の運輸交通・港湾運送業	0	0	±0	—			
農林・畜産・水産業	6	4	2	50.0			
林業	2	1	1	100.0			
商業	7	10	-3	-30.0			
小売業	5	8	-3	-37.5			
金融・広告業	0	2	-2	-100.0			
保健衛生業	8	16	-8	-50.0			
社会福祉施設	8	13	-5	-38.5			
接客娯楽業	4	0	4	—			
旅館業	1	0	1	—			
飲食店	2	0	2	—			
ゴルフ場の事業	1	0	1	—			
清掃・と畜業	4	2	2	100.0			
ビルメンテナンス業	3	1	2	200.0			
その他	9	6	3	50.0			
警備業	5	1	4	400.0			

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。



令和7年 事故の型別 労働災害発生状況



9月は、全国労働衛生週間準備期間です。

詳細は、次ページのリーフレットを参照してください。

今月のトピック

福井県最低賃金を1,053円とする
よう福井労働局長に答申がなされました。

令和7年8月12日、第523回福井地方最低賃金審議会にて、現行の福井県最低賃金1時間984円を1,053円（69円の引き上げ）に改正するよう答申がなされました。

本金額は、国の審議会が示した目安（63円）を6円上回り、過去最大の引き上げ額で、初めて1,000円を超えました。

今後、福井労働局長は同審議会の答申を公示し、異議申し立てなどの所定の手続きを経て発効される予定です（発効予定日：令和7年10月8日）。

敦賀労働基準監督署からのお知らせ

労働安全衛生の電子申請手続きの促進に向けて新たにマニュアルを作成しました！

令和7年1月1日より、労働安全衛生関係の一部手続きが原則電子申請により行うことが義務付けられました。

この中で、多数の事業場様から「義務化された報告以外の手続きも電子申請でできないのか」、「e-Govで電子申請をしようと思うが手続き名が見つからない」等の問い合わせをいただき、**新たにマニュアル（2種類）を作成しました。**

電子申請による手続きは、開庁時間外での申請が可能である、郵送費がかからない等様々なメリットがありますので、この機会に**電子申請デビュー**してみませんか？

電磁的記録簿等結果報告書作成用電子申請マニュアル



特定化学物質健康影響結果報告書作成用電子申請マニュアル



二次元コードからそれぞれ
のマニュアルを確認していただけます。



福井労働基準監督署
広報キャラクター「ふくらー」

健康診断はやりっぱなしになっていませんか！ ~漏れのない事後措置を~

始めに・・・

毎年10月1日から10月7日は、**全国労働衛生週間**（9月1日から9月30日は、その準備期間）が実施され、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており今年で76回目になります。

令和7年度のローガンは、

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

となっています。

準備期間中は、重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょ！

詳細は、次ページ以降のリーフレットをご確認ください。

図1 労働衛生旗



本題

さて、皆さんは、健康診断は何のために毎年実施しているか考えたことがありますか？

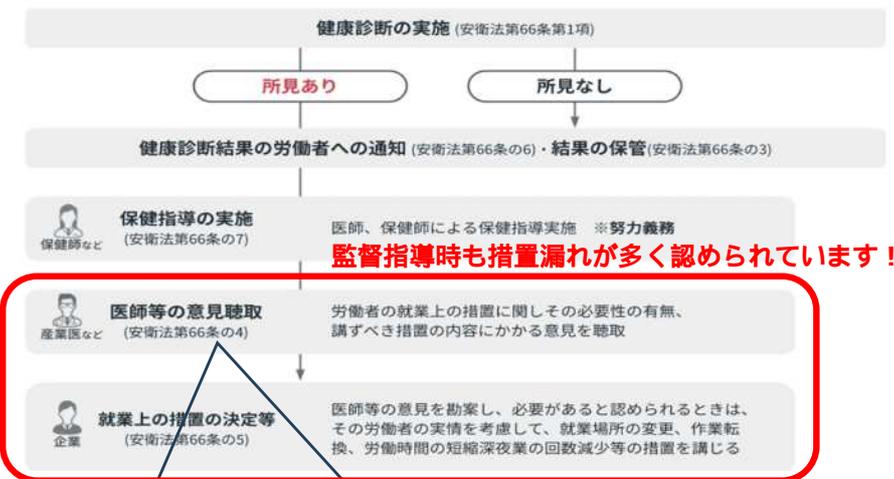
なんとなくやっている、やらされている...と考えている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

健康診断の目的は、**労働者の健康を守る**ことにあり、単に健康診断を受けさせただけでは、その目的は達成されず、適切な事後措置（以下に記載の基本の流れを参照）を講じて管理することで初めて達成されるものです（労働安全衛生法でもその取組みが義務付けられています）。

事後措置には、健康診断の結果、**異常な所見があると診断された労働者**について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置に係る**意見を医師より聴取し**、必要に応じて**就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずる等適切な措置を講ずることが求められています**。労働者数50人未満の事業場では、以下の**福井産業保健総合支援センター**を活用して**無料で**医師の意見を聴取することができますのでご活用いただき、漏れなく対応を進めましょ！

福井産業保健総合支援センター のご案内リーフレット

健診事後措置の基本の流れ



労働者が安心して働ける健康状態にあるか確認することは非常に大切です！



健康診断結果票	
健診年月日	○年 ○月 ○日
医師の診断	事象欄
健康診断を実施した医師の氏名	○○/○○
医師の意見	監事欄 労務担当者の署名
意見を述べた医師の氏名	○○/○○



福井産業保健総合支援センター
ちさんぼ事業のご案内
産業保健活動総合支援事業

当センターではこれまでの地域産業保健センター（ちさんぼ）事業を厚生労働省の補助事業として実施します。労働者が50人未満の事業主の方は是非ご利用ください。

実施内容
無料でご利用頂けます

- 個別訪問産業保健相談指導**
産業安全衛生法に基づき、長時間労働に対する医師による個別指導を実施します。相談は就業場所を管轄するセンターまでお問い合わせください（要予約）。
- 長時間労働者への面接指導**
労働安全衛生法に基づき長時間労働に対する医師による面接指導を実施します。詳細は就業場所を管轄するセンターまでお問い合わせください（要予約）。
- 健康相談窓口**
医師が直接（医師相談）事業主と、労働安全衛生法に基づき健康診断の結果についての医師からの意見聴取や健康相談指導を行います。詳細は就業場所を管轄するセンターまでお問い合わせください（要予約）。

*** ご利用に際してのお願い ***

ご利用申し込みは事業主の申込みで所定センターへ FAX 確認の上お送り下さい。お申し込みのセンターから、担当のコーディネーターがご連絡申し上げます。労働安全衛生法に基づき医師がサービスを提供する点、健康診断をお断りします。情報とは、労働者に係る作業環境、労働時間、労働密度、深夜業の回数及び時間数、過去の健康診断結果などです。

ちさんぼ事業のお問い合わせはこちらまで
福井産業保健総合支援センター
TEL 0776(2)76395 FAX 0776(2)76397

管轄センター申込先一覧				
福井地域産業保健センター 福井市医師会内：福井市大膳寺 3-4-101 ※ 携帯1：福井市・牟婁市 携帯2：おたけ市・坂井市	携帯1	070-1259-9022	携帯1	070-1259-9022
	携帯2	070-1259-9035	携帯2	070-1259-9035
奥越地域産業保健センター 大野市医師会内：大野市天神町 1-19 多田記念大野市有給会館内	携帯	070-1259-9115	携帯	070-1259-9115
	Fax	0779-65-8448	Fax	0779-65-8448
南越地域産業保健センター 滋生医師会内：越前市中央 1-9-9	携帯	070-1259-9036	携帯	070-1259-9036
	Fax	0778-24-1402	Fax	0778-24-1402
積丹地域産業保健センター 敦賀市医師会内：敦賀市中央町 2-16-54	携帯	070-1259-9038	携帯	070-1259-9038
	Fax	0770-24-3132	Fax	0770-24-3132



第76回

全国労働衛生週間

全国労働衛生週間スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」

準備期間: 9月1日から9月30日 本週間: 10月1日から10月7日



福井労働局労働基準部監督課
広報キャラクター「ふくろー」

いざ、取り組もう

3

つのテーマ

(福井労働局・重点目標)

- ① メンタルヘルス対策の推進
- ② 治療と仕事の両立支援の環境整備等
- ③ 化学物質に対するリスクアセスメントの実施

「全国労働衛生週間」は、昭和25年から続く伝統ある取組であり、労働者の健康と安全を守るために重要な役割を果たしています。この取組は毎年実施しており、今年で、76回目を迎えます。事業場における労働衛生意識を高め、健康管理や職場環境の改善などを推進し、労働災害の予防に取り組むことを目的としています。



準備期間（9月1日～30日）
に実施する事項

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の熱中症予防対策の推進

詳しくは
こちらに↓



など

重要

熱中症対策 法改正

検索

この夏、熱中症対策が強化されています！！

労働安全衛生規則改正（令和7年6月1日施行）
★熱中症にかかる連絡体制整備と関係作業
者への周知
★作業離脱や医療機関への搬送等重篤化防止
の措置の手順の作成と関係作業
者への周知

対象となる作業…WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業



全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示

など

電子版は福井労働局HP→【目的や内容で探す】の安全衛生についてに掲載しています。

本リーフレットのQRコードはクリックできます。リンク先は全て厚生労働省関連サイトです。



福井労働局の『3つの重点目標』

お助けツールをご紹介します。
QRコードはクリックできます。



1 メンタルヘルス対策の推進

取り組むわけ

★ 労働安全衛生法改正により、**50人未満の事業場もストレスチェックが義務化**。

(R7.5.14公布後3年以内に政令で定める日施行)

★ 福井県内の精神障害の労災請求が、**直近3年間にわたり連続して増加**。

取り組むこと

- ① メンタルヘルス対策の取組状況を確認・改善。
- ② ストレスチェックが今後義務化。実施に向けて準備（常時労働者数50人未満の事業場）。

お助けツール

①に関して

パンフレット（福井労働局作成）**（※1）**

でメンタルヘルス対策（6つのポイント）を確認！
→対策が不十分なら、福井産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策の訪問支援の受入れを検討。

②に関して

実施支援ツール**（※2）**、実施マニュアルや実施規程例を**（※3）**を活用。

→高ストレス者に対する面接指導には地域産業保健センターによる無料の支援を検討（常時労働者数50人未満の事業場）。

※1



※2



※3



2 治療と仕事の両立支援の環境整備等

取り組むわけ

★ 労働施策総合推進法の改正で**治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが努力義務化**。（R8.4.1施行）

取り組むこと

- ① 両立支援の環境整備の状況を確認・改善。
- ② 改正法により、治療と仕事の両立支援が努力義務化されるため実施に向けて準備。（今後指針が示されます。）

お助けツール

①に関して

治療と仕事の両立支援ナビを開いて、治療と仕事の両立支援のガイドラインのP4、P5で取組状況を確認！**（※1）**

②に関して

取組方法は、治療と仕事の両立支援ナビの、取組事例集を参考。**（※2）**今後示される指針を活用。

◆ 福井県治療と仕事の両立にかかる支援の取組福井県内における5か年計画の概要や県内事業場を取材した取組事例を掲載しています。**（※3）**

※1



※2



※3



3 化学物質に対するリスクアセスメントの実施

取り組むわけ

★ 県内事業場に、**化学物質管理者の選任、リスクアセスメントの実施など、新たな化学物質管理への対応を指導中**。

★ 労働安全衛生法改正により、**化学物質の譲渡・提供時にSDSを交付しないと罰則が適用される等規制が強化**。

(R7.5.14公布後5年以内に政令で定める日施行)

取り組むこと

- ① 新たな化学物質管理の対応状況を確認・改善。必要に応じ**リスクアセスメント等を実施**。
- ② 法令改正の確認と施行に向けた準備。

お助けツール

①に関して

パンフレット（福井労働局作成）**（※1）**で新たな化学物質管理の対応状況を確認！

リスクアセスメントにはクリエイティブ・シンプルや業種別・作業別のリスクアセスメントのモデル**（※2）**を活用。

②に関して

新たな化学物質管理にかかる規制を確認（法令等）。**（※3）**

譲渡・提供時のSDS交付義務違反の罰則の適用等改正事項を確認。**（※4）**

※1



※2



※3



※4



トピックス① 福井労働局管内で行動災害（転倒・腰痛等）が増加・多発中

行動災害が**2桁増加！**（令和7年7月末時点・前年同期比）

転倒災害の状況

“滑り”によるもののみで半数。
1月、2月の発生分で6割強。
60歳以上で過半数。

動作の反動、無理な動作の状況

製造業で急増中。
半数が60代以上。

※1



職場環境の整備が重要

→ エイジフレンドリーガイドラインを活用。**（※1）**

→ エイジフレンドリー補助金（高齢労働者の労働災害防止対策コース等）を活用。【申請受付期限：**令和7年10月31日（金）**】

トピックス② 労働安全衛生法及び作業環境測定法が改正されました。

（令和7年5月14日公布）

- ・職場のメンタルヘルス対策の推進（ストレスチェックの常時労働者数50人未満の事業場も義務化等）
- ・化学物質による健康障害防止対策等の推進（SDSの通知内容変更時の再通知義務など）
- ・高齢労働者の労働災害防止の推進（努力義務）…等

法改正の内容や、改正する労働安全衛生規則等の詳細は右のQRコードのリンク先に今後掲載。**（※2）**

※2

